

厚生労働省
東京労働局発表
平成22年5月14日

担当	東京労働局 労働基準部 監督課 監督課長 松田 明 統括特別司法監督官 毛利 均 電話 03-3512-1612(内線 6403)
----	----------------------------------------------------------------------------

平成21年度司法処理状況の概要について

—依然として、危険防止措置義務違反の送検が多数—

<東京労働局における平成21年度司法処理状況概要>

- ・送検件数 55件 (対前年度比 ▲21件 ▲27.6%)
- ・送検事案の内容
 - 労働条件に関するもの 29件 (対前年度比 ▲7件 ▲19.4%)
 - 安全衛生に関するもの 26件 (対前年度比 ▲14件 ▲35.0%)
- ・業種別件数 ①建設業 20件 ②運輸交通業 6件 ③製造業 5件

○ 東京労働局(局長 東 明洋)は、管下18労働基準監督署・支署における平成21年度(4月から翌3月)の司法処理状況(注)の概要を以下のとおり取りまとめた。

○ 送検事例は、別添のとおりである。

(注)「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検することをいう。

なお、労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されている。

1 送検事案の傾向について

ポイント1・・・件数の動向 (表1、グラフ1参照)

- ・平成21年度の送検件数は55件で、対前年度比では21件減(▲27.6%)。

ポイント2・・・主要違反事項の内訳（表1、表2、グラフ2参照）

- ・送検事案を主要違反事項別にみると、
 - 労働安全衛生法違反 26 件のうち
 - 機械等・墜落等の危険防止措置が
 - 対前年度比 9 件減(▲33.3%)の 18 件(21 年度構成比 32.9%)
 - 労働災害を発生させたのに労働基準監督署に報告しない「労災かくし」が
 - 対前年度比 4 件減(▲40.0%)の 6 件(10.9%)
 - 労働基準法等違反 29 件のうち
 - 賃金・退職金不払が対前年度比 5 件減(▲25.0%)の 15 件(27.3%)
 - 賃金不払残業が対前年度比 2 件減(▲33.3%)の 4 件(7.2%)
- となっており、依然として、機械等・墜落等の危険防止措置が全体の 3 分の 1 を占めている。

ポイント3・・・業種別の内訳（表3参照）

- ・業種別にみると、①建設業 20 件、②運輸交通業 6 件、③製造業 5 件の順であった。
- ・対前年度比で増減数が大きいのは、①建設業が対前年度 10 件減(▲33.3%)で計 20 件、②製造業が対前年度 7 件減(▲58.3%)で計 5 件であった。

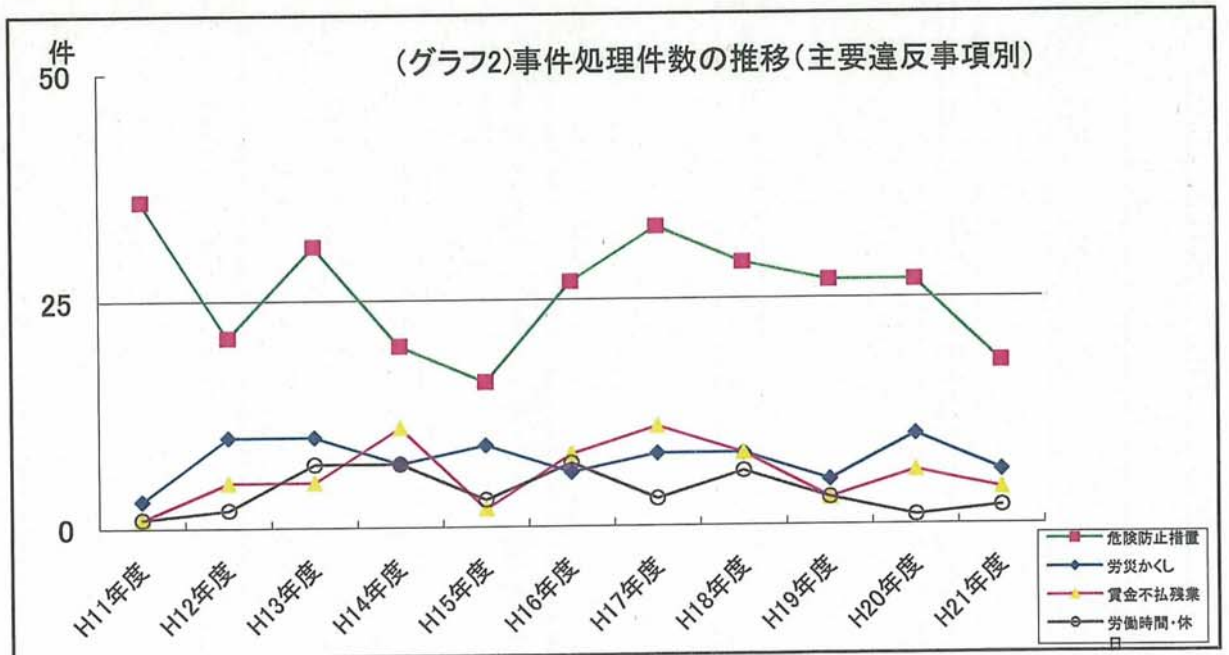
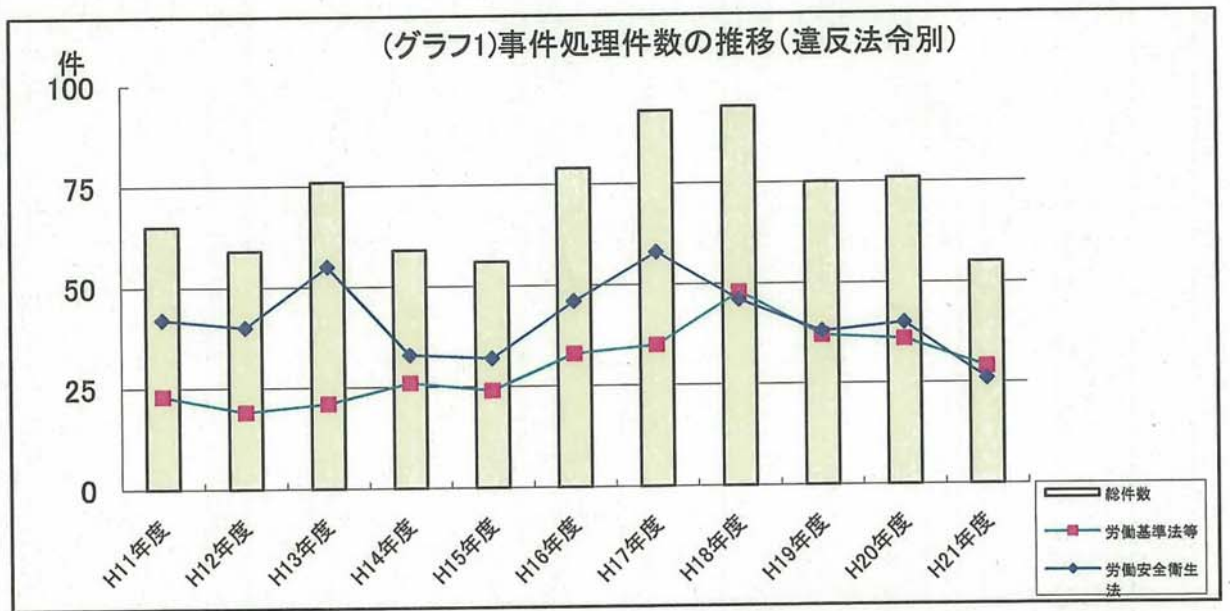
2 今後の対応について

東京労働局は、従来にも増して労働基準関係法令の履行確保を図るため、労働基準法等の労働関係法違反に対しては厳正な態度で臨むこととしており、特に重大・悪質な事案に対してはこれを放置することなく積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針である。

また、その際、任意捜査に非協力的な事業主に対しては、強制捜査を実施することとしている。

(表1) 過去11年間における司法事件処理状況の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項別				強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払残業	労働時間・休日	
H11年度	23	42	65	36	3	1	1	3
H12年度	19	40	59	21	10	5	2	2
H13年度	21	55	76	31	10	5	7	5
H14年度	26	33	59	20	7	11	7	3
H15年度	24	32	56	16	9	2	3	6
H16年度	33	46	79	27	6	8	7	8
H17年度	35	58	93	33	8	11	3	12
H18年度	48	46	94	29	8	8	6	9
H19年度	37	38	75	27	5	3	3	2
H20年度	36	40	76	27	10	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	4	2	10



(表2) 違反内容別の前年度との比較

	平成21年度	平成20年度	増減	構成比
労働基準法、最低賃金法等関係	29	36	▲7	52.6%
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	15	20	▲5	27.3%
労働時間・休日(第32,35条)	2	1	1	3.6%
賃金不払残業(第37条)	4	6	▲2	7.2%
その他	8	9	▲1	14.5%
労働安全衛生法関係	26	40	▲14	47.4%
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	18	27	▲9	32.9%
作業主任者の選任等(第14条)	0	2	▲2	0%
就業制限(第61条)	1	0	1	1.8%
労災かくし(第100条)	6	10	▲4	10.9%
その他	1	1	0	1.8%
総処理件数	55	76	▲21	

(表3) 業種別

	製造	建設	運輸	商業	教育	接客	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係	3	1	4	4	1	4	12	29
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	1	1	2	1		2	8	15
労働時間・休日(第32,35条)			2					2
賃金不払残業(第37条)	1			2			1	4
その他	1			1	1	2	3	8
労働安全衛生法関係	2	19	2	0	0	0	3	26
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	1	14					3	18
作業主任者の選任等(第14条)								
就業制限(第61条)			1					1
労災かくし(第100条)		5	1					6
その他	1							1
総処理件数	5	20	6	4	1	4	15	55
割合(%)	9.1%	36.6%	10.9%	7.2%	1.8%	7.2%	27.2%	100%

[製造] 製造業

[建設] 建設業

[運輸] 運輸交通業

[商業] 商業

[教育] 教育・研究業

[接客] 接客娯楽業

[その他] 貨物取扱業、金融・広告業、保健衛生業、清掃業、その他の事業

送 検 事 例

1 労働基準法違反被疑事件

(1) 賃金不払 (労働基準法第24条)

訪問介護、家政婦紹介等の事業を行う事業主が、労働者約60名に対し、2ヵ月分の賃金、総額約880万円を各所定支払日に支払わなかったもの。

(八王子署管内 保健衛生業)

(2) 解雇予告手当・賃金不払 (強制捜査) (労働基準法第20,24条)

飲食店を営む事業主が、解雇予告手当(30日分以上の平均賃金)を支払わずに労働者1名を即日解雇したもの。また、労働者1名に対する4日分の賃金4万円を所定支払日に支払わなかったもの。

(大田署管内 接客娯楽業)

(3) トラック運転手に長時間労働 (労働基準法第32条)

運輸交通業を営む事業主が、時間外労働に関する協定届の提出なく、トラック運転手に対し事故直前の一定期間、法定労働時間である1週間40時間を超え、1日当たり最低約5時間、最高約9時間の時間外労働を行わせていたもの。

なお、早朝、会社のトラックが信号待ちをしていた車両に追突し、1名が死亡し5名が負傷する事故が発生した。

(立川署管内 運輸交通業)

2 労働安全衛生法違反被疑事件

(1) クレーンの無許可製造 (労働安全衛生法第37条)

クレーンの製造には予め都道府県労働局長の許可を受けなければならないのに、製造業を営む事業者が、無許可で製造した天井クレーンを建設工事現場に設置していたもの。

(品川署管内 製造業)

(2) 労災かくし (労働安全衛生法第100条)

労働者が労働災害により4日以上休業した場合には、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、建設業を営む二次下請の事業者が、元請会社Aが施工する工事現場において二次下請会社の労働者が負傷し約45日休業した労働災害について、一次下請会社の代表者と共謀し、労働災害の発生を隠蔽するため故意に所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。

(三鷹署管内 建設業)

(3) 派遣労働者の墜落死亡（労働安全衛生法第21条第2項、派遣法第45条第3項）

工事現場において、建設業を営む一次下請の事業者が、二次下請会社から一次下請会社に派遣された労働者に車両系建設機械であるドラグショベルを用いて建設用の部材の玉掛け、運搬作業を行わせるに当たり、建設用の部材を仮置きした場所の作業床の端は、深さが2.5メートルのピットであって、墜落により派遣された労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、墜落を防止するために必要な措置を講じなかったもの。

その結果、派遣された労働者が車両系建設機械のバケットに玉掛けワイヤーを掛けようと建設用の部材の上に乗ったところ、バランスを崩し深さ2.5メートルのピットに墜落し、さらに建設用の部材が落下して労働者に激突して死亡したもの。

(中央署管内 建設業)

3 賃金の支払の確保等に関する法律違反

未払賃金立替払不正受給に係る虚偽報告

(賃金の支払の確保等に関する法律第19条第2号、第12条)

労働者Aは、労働基準監督官から倒産した会社に勤務していた当時の未払賃金について報告を求められた際、真実は自らに対する未払いはなかったにもかかわらず、合計約170万円が未払である旨陳述し、さらに、労働基準監督官から自らの賃金振込口座の取引履歴の報告を求められた際には、真実は会社の取引先から120万円が振り込まれている旨の記載がされていたにもかかわらず、振込を行った者の表記を自らの妻の名前に改ざんした取引明細書の写しを提出し、労働基準監督官に対し虚偽の報告をしたもの。

(中央署管内 その他の事業)